

《研究ノート》

明治末期の東京の木賃宿

——「木賃宿戸別調査」の分析を中心として——

神 立 春 樹

目 次

- 1 はじめに
- 2 東京の木賃宿とその記録
- 3 東京市統計における木賃宿
- 4 「木賃宿戸別調査」におけるその状況
- 5 「木賃宿戸別調査」における木賃宿営業と宿泊者
- 6 おわりに

1 はじめに

内務省地方局による1912（明治45）年3月刊行の『細民調査統計表⁽¹⁾』には、「細民戸別調査」（全309ページ）、「職工家庭調査」（全41ページ）などとともに、「木賃宿戸別調査」（全15ページ）が含まれている。この「木賃宿戸別調査」は、同書凡例によると、1911（明治44）年6月以降調査実施で、東京市内の全木賃宿を対象としたものである。第1表から第16表までの16の表と3の付表からなるものである。本論は、この「木賃宿戸別調査」の諸表を整理することにより木賃宿の状況を明らかにするものである。

2 東京の木賃宿とその記録

(1) 明治期東京市の木賃宿

明治期における木賃宿については、桜田文吾、松原岩五郎、横山源之助、幸徳秋水などによる当代の記録があり⁽²⁾、その状況について知ることのできる貴重なものとなっている。それらは、当時の都市の下層民の生活状況を記録するなかで、この木賃宿をとりあげているのである。これらの人々は木賃宿を目の当りに見、またあえて実際に木賃宿に宿泊してその様子をつぶさに観察している。そこでは、東京市統計を使用することなどもあるが、多くは個別的観察にもとづくものである。

まず木賃宿そのものであるが、『広辞苑』（岩波書店）には、「きちんやど〔木賃宿〕①木賃を払わせて旅客をとめる下等の宿屋。②宿泊料のやすい下等の宿屋」となっている。そしてこの木賃については「①きちん〔薪代、即ち旅館に旅人自ら米を携え、炊くべき薪の代価を払って宿泊すること。またその代金。木銭〕とある。なお、1887（明治20）年の「宿屋営等取締規則」によると、旅人宿・下宿・木賃宿を区分し、木賃宿は「飲食を供せず、薪炭その他の諸費・席類を得て、以て人を宿泊せしむるもの」となっている⁽³⁾。

この木賃宿について、元来は巡礼、遍路、参詣、見物などの旅路の街道筋の木賃宿のように必ずしも貧民のみの巢窟ではないが、東京のものは「見るにも聞くにも、ただただ驚き恐るるのほかなき別世界、黄泉にもかかる活地獄のあるべしや」と表現されるもので、ヤスヤド、アンパクと呼ばれ、宿泊者の世界では、ヤキ、ドヤ、ボクチンなどと呼ばれる、という⁽⁴⁾。『東京市統計書』はこの木賃宿の英文表示を Lodging Houses (for the Poor) としているが⁽⁵⁾、ここで対象としている時期の東京の木賃宿とはまさに安宿であって、その宿泊料は木賃ではなく屋根代といっていい。それはみずから食糧を携えて煮炊きする宿という本来のものではなくなっているからである。

(2) 木賃宿についての記録

①桜田文吾の『貧天地饑寒窟探検記』1890（明治23）年における描写⁽⁶⁾

桜田文吾は、細民を救うことはできないが、「せめてはその真状を直写してこれを世上に暴白しなば、天下豈観感して一点の仁心を興起する人なからんや」という意図で、8月19日から6日間の木賃安泊を行なった。場所は、下谷の万年町、浅草の馬道、本所の津軽原、芝の新綱、四ツ谷の鮫ヶ橋である。

8月19日 「一個の弊帽、一着の弊衣に一枝の筆、一綴の巻を懐にして」貧天地に入る。

この日は上野公園下万年町である。「木賃御宿泊万年屋」などの掛行灯などの看板がある。「灯光微かなる『木賃御泊宿万年屋』を目標とし汚穢けき路次に立ち入れば、只見る三十四、五の女禰一つにて食事をしおれり。宿を頼めば怪訝の顔にて断」われ、「下総屋」に泊ることになった。下駄を脱ぐと直ぐに屋根代3銭を支払えといわれる。何の愛想もなく、やがて「寝よ」といわれて、蚊帳に入る。それは半面は唐木綿2枚の風呂敷のようなもので綴じたものなので灯暗くてよく見えない。

蚊帳のなかに「禿願横たわれるあるが、敷き物、蒲団、枕共に用意なし」。禿願は神田鎌倉河岸の車夫で、その日の稼ぎに疲れ果て一泊したという。やがてこの禿願は亭主と口論となるが、実は彼は草鞋を脱ぐときに屋根代をこの家の鼻と思い込んで、他の女に渡してしまった。「一場の紛議わずかに収まりようやく眠りに就かんとすれば虱蚤の攻撃四方より来り終宵ために夢を結ぶ能わず」。

8月20日 下谷、浅草の貧民街を見て歩き、浅草馬道の木賃宿「中西屋」に泊まる。このあたりには「釜屋」「越後屋」など同業が多い。いずれも掛行灯の側らに「別間あり」とある。屋根代は普通3銭5厘、別間5銭。並に泊る。1張の蚊帳に8、9人押し込まれる。「その苦しさは伏木丸密行者に劣らじと思われたり」。明け方より雨降り続き、正午になってもやまず、傘の用意

もないので、翌日21日も滞留する。「相客の売卜者、車夫、眼鏡師、馭者など皆一日の業を休む」。

8月22日 本所津軽原に行こうとする途中雨に合い、路傍の神明の社で3時間ほど雨宿りするが、晴れる気配なく駆け出し、とある町角で一杯売り洋酒屋があったので、入りブランデー二杯を飲む。ここの別の入口に木賃宿の看板があり、腰掛けている婆、その亭主と交渉してここに泊まる。宿帳に姓名、職業を記入せよといわれ、姓名を記入し無業者と記すが、無業者では取調べの時に不都合なのでといわれ、学問修業生と書いた。

「既にして婆は己れに寝よという。床は己れの横臥し居る処の続きにて十二畳敷きなり」。蚊帳に2人の車夫のみである。

8月23日 深川須崎弁天参詣。芝の方へ転ずる。浜松町の後ろに開けた新網の貧天地に入る。木賃宿「沢部」に泊まる。屋根代は2銭。「廉なりといえば主の女房打ち笑い御前さんの男ぶりが善いからサなど戯る」。

「この家は十六畳の一長室にて奥に高格子あるのみ、左右は壁なり、表の一間を入口と流し口の二つに用ゆ。故に実際は十四畳敷きなり、構造の簡単なるはまた自から貧天地の物なり。いずれの木賃宿も一客一畳、これ貧天地の法律なり。さればこの宿の如き十四毎の畳あれば十四人を容るるを得る道理なり」。

入口の第一畳からの客をつぎのようにあげている。

最初の一畳 桜田文吾 常は女主の裁縫する所 上席

次の一畳 36,7歳の館屋 千葉周作の門人の門人 上野戦争では官軍方と誇る体重 やっと11貫500位

その次の一畳 病者 教会の援助で露命を繋ぐ37,8歳の男と4歳ばかりの小児

その次の一畳 70歳前後の婆 2歳ほどの孫のようなものを抱える 純粹の乞食

その次の一畳 まめに働く者 ラオすげ換え人 25,6歳の小兵の男

- その次の一畳 60歳ほどの紙屑拾い、手足甚だ自由ならず
 その次の一畳 乞食体なる50歳位の婆 弁舌流暢すこぶる才気あり 昔は
 長州屋敷の御殿女中のなれの果と自称
 その次の一畳 籠輿を肩にして35,6年間東海道五十三次を股にしたという
 80歳以上の温和な親爺
 その次の一畳 痩せ衰えて見るかげもない40前後の夫妻 察する所乞食な
 るべし
 その次の一畳 2歳ばかりの小児を養う30歳前後の女 母子ともに毎夜路
 頭に出て行路人の恵をまつ

室内の様子をつぎのように描写している。

入口の間は入口と流し台（2畳分）、その先が14畳分、14人が宿泊できる。「十四畳内十余の客ことごとく一畳を以て領地として各天の一方に坐を占めたり。各領の三面は隣邦の一畳と相接した一面のみ壁に抛れり」とある。この木賃宿は間口一間、奥行八間という細長いものである。

各畳が一面にだけ接する壁であるが、「その壁は手の届く処に小さき棚ありて、上に載せたる器具を覗れば土瓶、片口、筴、茶碗、箱、土鍋の種類なり」と、飲食用具が載せてあることが記されている。そして「棚の下には摺鉢に灰を入れたる火鉢を安置し」てある。その火鉢は「飯を炊き、菜を煮、湯を湧かし、茶を煎じ、煙草を燻らし、暖を取るの諸用に供す」とある。

②松原岩五郎の『最暗黒の東京』1893（明治26）年における描写⁽⁷⁾

自らも諸力役、諸行商も経験したことのある国民新聞社の記者である松原岩五郎の下層社会探索記録は、上野の山下の貧民町の夜景の描写から始まる。そして、窟煤りたる檐行灯、すなわち木賃宿に入る。そこは下層人種の雑多混合する所である。

木賃宿に入って、まず目に入るのはその店の雑然たる様子である。そこには各地を遍歴する行商、遍歴商人、旅芸人、千ヶ寺僧、四国巡礼などの、道

具、持物、履物などが雑然と置かれている。

宿料3銭を払って、宿主の命令的注意に従い履物を紙片にて結んで椽の下へ投げ込み、案内されて座敷に行く。そこは三間開放したる20畳ばかりの部屋である。この部屋の様子を記している。

中央柱にブリキの宿に入りたるランプ、これは灯火である。泊客5、6人が一隅を割拠している。右側の小暗き処に座す。そこには夜具類が数多積重ねられているが、垢に塗れたる布団の襟より臭気が漂う。5寸ずかりに切った杉の丸太が枕である。

やがて、4、5人どやどやと入ってきたが、それは土方、日雇取の人物である。また、旅商売のこうもり傘直しの夫婦とその4歳ばかりのこどもが帰ってくる。さらに幾人か帰り来る。

眠りにつくが、1畳1人はおろか、1張の蚊帳に10人以上である。「蒸さるる如き空気の裡に労働的の体臭を醗醸し」呼吸も塞がらざり、それに蚤、蚊の襲来に悩まされる。

日雇取、土方、立坊風労働者のを初めとする貧民の最後の安眠所で蚤、虱も厭うところではなく、5、6人用の破れの蚊帳に10人をも押し込められるという「動物的待遇も彼らのためには貴重なる瑤の台」である。ここで身体の疲労を回復し、以て明日の健康を養うところであるのだ。

③横山源之助の『日本の下層社会』1899（明治32）年などにおける描写

『日本の下層社会』における木賃宿の描写をみよう。⁽⁸⁾

東京の貧民の状態一斑を記すなかで、鮫河橋、万年町、新綱等の貧民部落のほか、「尚ほ幾種の貧民を一団の下に集め居る一現象あり、即ち木賃宿是なり」として木賃宿について記している。

警視庁調査による東京市中木賃宿統計をあげ、また、木賃宿免許地をあげている。木賃宿の最多は本所区花町、ついで浅草区浅草である。

宿泊者は、日稼人足が最多で人力車夫、車力、立ちん坊、縁日商人、遍歴

商人、祭文語、辻三味線で千ヶ寺僧、六部、巡礼などの類も宿泊する。職業は千差万別であるが、力役者が最も多い。屋根代は5銭であるが、3、4年前に比し2～2銭5厘昂騰している。なお、中等は7銭、上等は10銭である。中等以上は就眠のときに来る布団の違いとなり、5幅布団の待遇を受けるのである。

1間借り切が別にある。この屋根代は、4畳間であれば1畳4銭で16銭となる。

木賃宿は、淫猥なことが多いのみでなく、小詐欺、小窃盗が興り、油断していると朝、出入りの混雑にまぎれて隣の畳で寝ているものの足袋、手拭などを持っていく者がある。

なお、東京の木賃宿の特色は宿泊者が3、4年も同じ畳の上を家とすることにある。

横山源之助は、1903（明治36）年の「下層社会の新現象 共同長屋」において木賃宿についてつぎのように記述している。⁽⁹⁾

世間には木賃宿を悪魔の巣窟、悪魔の集会所のように吹聴している者がいるが、いかがわしい木賃宿もあるとはいえ、それはむしろ僅少であって、多くは窮民に居住を与え「心の安心」を与えている。一朝東京市の貧民社会から木賃宿を奪ったら家屋を有しない東京の貧民は随分困るであろう。

東京市の木賃宿は地方の木賃宿のように一夜客は少なく、大抵は一ト月、二ト月、あるいは1年、2年、長きは5、6年引続き止宿する者が多いのである。一つの木賃宿に1カ月以上止宿する者が10人以上いないものはあるまい。ある木賃宿の如きは逗留客で詰め切り、ほとんど一夜客を拒絶している。「されば木賃宿の畳一畳は貧民の城廓で、名こそ木賃宿の宿の名を付けておるものの、木賃宿は実は純然たる貧民の家屋である」。

この東京市の木賃宿は、場所が限定されていること、夫婦者にとっては不経済であること、夫婦者は東京市に戸籍がなく、したがって生まれた子供も戸籍がない。このようなことから「共同長屋」が生まれた、として以下、こ

れについて記している。

④幸徳秋水筆記「東京の木賃宿」1904（明治37）年における叙述⁽¹⁰⁾

これは雲水道者談・秋水生筆記というものである。「活地獄」を冒頭小見出しとするこの文章は、元来は巡礼、遍路、参詣、見物などの旅路の街道筋の木賃宿のように必ずしも貧民のみの巢窟ではないが、東京のものは「見るにも聞くにも、ただただ驚き恐るるのほかなき別世界、黄泉にもかかる活地獄のあるべしや」で始まる。

まず、現在の営業の場所と戸数をあげ、その客は、齒代借りの車夫、土方人足、植木人足、その他の種々の工夫人夫、荷車挽き、縁日商人、立ン坊、下駄の齒入れ、雪駄直し、見せ物師、料理屋の下流しなど、いずれもその日稼ぎの貧民ならぬはなし、としている。

木賃宿は、具体的には、「御安宿 御一人前風呂付き六銭、八銭、十銭、別間は十八銭より二十銭まで」などと記せる長方形の角行灯を懸けている。

屋根代は行灯に記すとおりであるが、6銭は4布または5布の布団1枚、8銭は3布の敷布団1枚と4布の掛布団1枚、10銭は8銭と枚数などは同じであるが、ただし蒲団の体裁が少し上等である。さらに、12銭がありこれは3布敷蒲団1枚、4布または5布掛蒲団2枚である。

宿泊人の100人のうち85人までは普通6銭で、8銭以上出すものは100人中14、5人である。

このほかに別間がある。いずれの木賃宿も4、5の別間があるが、4畳半を大広間と名付ける。大抵は夫婦者で、別間の屋根代10銭、12銭、14銭などである。

木賃宿にも風呂場がある。普通の旅館には大抵ある風呂場は、下宿屋には10中2、3しかないが、労働者を客とする木賃宿には粗末ながら備えるものがあり、そこでは隔日または3日目位に客を入浴させる。四谷永住町の18戸の木賃宿ではこの入浴の便利を与えることはほとんど競争のようになっている。麻布の木賃宿もみな隔日に沸かす。本所、深川にも風呂附があるが、浅

草はない。

風呂の蓋開きは大抵午後6時頃で、まず木賃宿の主人が入る。続いて屋根代を納める順序にて風呂場に案内する。しかし1泊6銭の客にはこれも名だけである。熱湯であったり、水の如しであったり、手拭で拭うのみである。

(3) 木賃宿の推移と明治末期の状況

異なる著者によるものであるが、その刊行年が1889（明治23）年から1912（明治45）年にわたるこれらのものを通じて、この木賃宿というものの変化を追うことができる。料金「宿料」は3銭（松原）、「屋根代」3銭（桜田）、「屋根代」5銭（横山）、これは3、4年前に比し2～2銭5厘昂騰、というが如くである。

なかでも横山源之助は、1899（明治22）年の『日本の下層社会』におけるのみでなく、1912（明治45）年にも描いており、一個人の観察を通じての変容を追うことができる。いまはこの変容を全面的に検討することはしない。ただこの木賃宿戸別調査と同一年度の横山源之助の把握のみをみよう。

横山源之助は1912（明治45）年の「下層労働社会の一大矛盾—奉公人の供給減少、木賃部落の求業者増加⁽¹¹⁾—」においてこの木賃宿にふれているが、「木賃宿は極めて不完全なる宿泊の一種で、わずかに一日の雨露を凌ぐだけでのものであるが、東京市の下級労働者間には欠くべからざる機関である」として下級労働者との結びつきを強調している。そして「在宿者に一夜泊まりの者寡なく、半年ないし一年、甚だしきは六、七年以上同じ屋根の同じ畳に寝食しているのは木賃宿の特色である」という。

そして各地に所在する木賃宿地の木賃宿の特徴や相違に着目し、つぎのように記している。吉原附近に位置し、浅草公園と一路を通ずる浅草町の木賃宿には公園式の陽気があり、新宿と鮫河橋とを有せる永住町の木賃宿には山手の特色があり、附近の工場と相連なっている花町の木賃宿にはおのずから工場の匂い充ちており、往日の三河町の面目を備えて、下級労働者の面目躍

如たるのは富川町の特色である。また、営業者の資力に富んでいるのは永住町で、同部落の営業者が大抵家屋の所有者であるが、木賃宿の構造に努めて、設備の良く整っているのは富川町である。

3 東京市統計における木賃宿

『東京市統計表』には、「宿屋及宿泊人員」という項があり、旅人宿、下宿、木賃宿についての統計をあげている。1909（明治42）年はつぎのようである（※はそれにより算出したもの）⁽¹²⁾。

	営業数	宿泊人	1日の 宿泊人	1施設 宿泊人*	同1日 あたり*
旅人宿	446	572,703人	1567人	1284.1人	3.5人
下宿	1689	51,964	142	30.8	—
木賃宿	366	167,183	458	456.8	1.3

旅館446に対して木賃宿は366であり、宿泊施設として無視できない量的大きさである。宿泊施設として大きな役割のあることを示す。年間宿泊者数16万7183人と大きい。1施設あたりの宿泊人は456.8人である。1施設1日あたり1.3人となる。

この宿泊人数は、旅人宿、木賃宿は宿帳に記入されたもの、下宿は下宿人である。下宿は長期宿泊であり、1日あたりの宿泊人はあまり意味がなく、1施設あたりが意味をもつであろう。それが30.8人ということは、1下宿あたり30.8人の下宿人がいるということであろう。旅人宿は比較的短期逗留が多いとすれば、宿泊人延人数はこの宿泊人数に近く、1日あたり、1施設あたりも意味があるであろう。1施設1日あたり3.5人というのはまさしく1施設1日の新規宿泊人数である。実際は複数日宿泊があり、その分が加わ

る。木賃宿は後にみるように長期滞在者がかなり多い。1施設につき1年間に長期・一夜を含めて456.8人となる。1施設1日あたり1.3人というのは、1日あたりの新規宿泊者数ということになる。この1施設1.3人ということは、逆に木賃宿には長期宿泊者が多いことを示すものといえよう。

この統計によると、旅人宿は日本橋区98を最多とし、京橋区62、神田区61、芝区51を多数とし、他方、牛込区、下谷区各3を最少とするなどして、小石川区以外のすべてに所在している。下宿は本郷区477を最多とし、神田区316、小石川区255などから、最少の牛込区4まで、全区に所在する。本郷、神田は学生・生徒、小石川も高等師範、女子師範、女子大などの学校や砲兵工廠などの工場などの、学生、職工の下宿が少なくなかったものと思われる。木賃宿は芝区3、麻布区20、四谷区27、本郷区3、浅草区62、本所区143、深川区108のみに所在する。これは1891（明治24）年の「木賃宿取締規則」によって木賃宿の所在地区が限定されたことによるのであり、それ以前はいたるところに木賃宿があって、市街の中央にも木賃宿の掛行灯が見えた、とい⁽¹⁸⁾う。

4 「木賃宿戸別調査」におけるその状況

(1) 所在場所と木賃宿数

この調査は東京市にあるすべての木賃宿についてのものであるが、その所在は芝区、麻布区、四谷区、本郷区、浅草区、本所区、深川区である。調査結果の記載はその地域ごとではなく、東京市にある木賃宿全体を一括したものととなっている。そのようななかで、具体的な区・町ごとの表示が1カ所だけある。それは「第九表 用水ニ依り分チタル木賃宿」である。それによる木賃宿が所在する区・町とその木賃宿数はつぎのようにになっている。

木賃宿の所在区町

区	町	戸数	町	戸数	戸数合計
芝区	白金猿町	2			2
麻布区	広尾町	2	新広尾町	17	19
四谷区	永住町	27			27
本郷区	富士前町	3			3
浅草区	浅草町	20			20
本所区	花町	73	小梅業平町	62	135
深川区	富川町	96	東大工町	5	101
合計					307

町別では深川区の富川町、本所区の花町、小梅業平町が多く、区別では本所区が最多で、深川区がそれにつぐ。

以下の検討における307戸の木賃宿はこのような地域に所在しているものである。

(2) 営業者と家族従業者・雇人

第1表は木賃宿の土地・建物の所有状況、従業者状況を示すものである。

第1表 木賃宿の土地・建物の所有状況、従業者状況

	木賃宿数	営業主	従業者			1木賃宿あたり従業者		
			家族	雇人	計	家族	雇人	計
所有地・自家	戸 2	人 2	3 ^人	1 ^人	4 ^人	1.5 ^人	0.5 ^人	2.0 ^人
借地・自家	94	94	198	23	221	2.1	0.24	2.4
所有地・借家	20	20	36	6	42	1.8	0.30	2.1
借地・借家	191	191	377	25	402	2.0	0.13	2.1
合計	307	307	614	55	669	2.0	0.18	2.2

註1) 「木賃宿戸別調査」第1表より作成。

307戸の木賃宿は、307人の営業主と、614人の家族従業者、55人の雇人がいる。木賃宿1戸あたり営業主と家族計3人と0.18人の雇人からなる。

この307戸の木賃宿は、営業主の所有する土地で持家2戸、借地で持家94戸、所有地で借家20戸、借地で借家191戸である。借地・借家が62.2%、借地自家30.6%で、両者で9割以上となる。しかし土地は自分のものでありながら建物は借家というものが6.5%ある。まれには所有地自家というものもある。いずれにしても6割をも占める借地・借家はその最たるものであるが、この木賃宿が借家、借地であることは、木賃宿営業者そのものの窮迫性を示唆するものである。そして家賃・地代が木賃宿営業者にとって生活圧迫の要因となるであろうことが推測できるのである。

雇人が合計55人であるが、このことから雇人がいる木賃宿は最大限55戸、全体の17.9%ということになる。すなわち少なくとも8割以上は家族のみのものであるということになる。所有地・自家2戸のうちの1戸には雇人がいて、この階層は雇人ありが2分の1となるが、そのほかは雇人のウエイトは小さく、すべて営業者と家族2人の3人で営業するものが圧倒的である。原表1によると、従業者が6人以上というのが1戸あり、これが最大であるが、この従業者はすべて家族である。従業者5人は4戸あるが、1戸は家族のみ、1人は家族2人と雇人3人、あとの2戸はあわせて家族8人、雇人2人である。雇人3人という経営が1戸はある（これは借地借家である）。いずれにしてもこれらが規模の大きいものである。

他方従業者1人というものが25戸あり、これが最小規模である。そこには23人の家族従業者と2人の雇人がいる。少なくとも2戸の木賃宿は家族従業者がなく、営業主と雇人の2人で営業している。

(2) 開業後年数

第2表は木賃宿の開業後年数、すなわち、営業年数を示す。

これによれば、木賃宿の開業には創業と譲受とがあり、それぞれ152戸と

第2表 営業年数

	創 業	譲 受	不 詳	合 計	
～1年	21 ^戸	41 ^戸	1 ^戸	63 ^戸	20.5%
1～5年	45	53	1	98	31.9
5～10年	33	45	0	78	25.4
10～15年	19	8	0	27	8.8
15～20年	18	6	1	25	8.1
20～30年	14	0	0	14	4.6
30～40年	2	0	0	2	0.65
合 計	152	153	2	307	100.0

註1) 「木賃宿戸別調査」第2表より作成。

153戸で、ほぼ同数であり、創業者が継続しているものが半分程度で移動が多い。

営業年数1～5年というものが98戸で最多で、ついで5～10年78戸、～1年63戸となる。あわせて239戸で、全体の77.8%がこの10年以内に営業開始したことになる。しかしそれは創業は99戸、譲受は139戸で、創業よりも譲受が多い。すなわち、この10年間の創業は32.2%、譲受は45.3%である。全体の13.4%にあたる41戸がこの1年間に譲受開業、17.3%の53戸がこの1～5年間に譲受開業、14.7%の45戸がこの5～10年間に譲受開業である。この譲渡が多いということは、木賃宿経営が永続的でないことを示す。1887（明治20）年に480戸あった木賃宿は「木賃宿取締規則」施行後減少するが、1890（明治23）年は100戸であった。少なくとも100戸はその年以前の開業であるが、この1912（明治45）年現在の木賃宿には1882（明治15）～92（明治25）年である20～30年前創業というのは16戸だけである。差引84戸の木賃宿は廃業ないし譲渡ということになる。譲受は25～30年前が6戸、30～35年前が8戸あるが、一挙に多くなるのは5～10年前からである。多くが明治30年代（1897年～）半ば以降に譲渡されたということになる。1892（明治25）年以前創業が少なく、また譲受が多いということは、木賃宿経営が永続的でない

こと、そして明治30年代半ば以降にそのことがいっそうとなったことを示しているといえよう。

(3) 家屋・敷地

第3表は木賃宿の家屋と敷地の大きさを示す。

木賃宿の家屋の大きさは、20～25坪が69戸、15～20が67戸で、この両者で全体の44.3%を占める。～10坪が6戸、10～15坪が39ある。10坪というと玄関、台所、便所、廊下をそれぞれ最少限でも取ると、営業主と家族の居室のほかは1間くらいであろうか。最大区分は50坪～というもので12戸あり、40～50坪は17戸ある。これらは大きい。

敷地は20～25坪が最多で56戸、15～20坪が50戸、25～30坪37戸である。前二者で34.5%となり、三者で全体の46.6%を占める。～10坪を最小とし1戸、ついで10～15坪17戸が小さいものであり、他方100坪～3戸、90～100坪5戸が大きい。

敷地20～25坪、建物15～20坪というものが最多の34戸で、ついで敷地、建物ともに15～20坪というのが29戸、敷地、建物ともに25～30坪23戸、敷地、建物ともに10～15坪20戸である。

最小は敷地、建物ともに～10坪というものが1戸あり、他方では敷地90～100坪・建坪50坪～3戸、あるいは敷地100坪～・建坪45～50坪1戸というのが最大である。

(4) 部屋数とその広狭

原資料には「第六表 室数及畳数ニ分チタル木賃宿」がある。第4表はそれを基礎に作成したものである。

307戸の木賃宿は、家族・従業者室は2室が最多で147戸、47.9%、ついで1室が77戸、3室が58戸、4室が20戸、そして5室が4戸である。そしてそれがないというのが1戸ある。1室のみというものが25.1%も占めている。

第3表 家屋及敷地の坪数別木賃宿戸数

		敷 地 の 坪 数														合 計	構 成 比	
		10	15	20	25	30	35	40	45	50	60	70	80	90	100			
		〽	〽	〽	〽	〽	〽	〽	〽	〽	〽	〽	〽	〽	坪	合 計	構 成 比	
		10	15	20	25	30	35	40	45	50	60	70	80	90	100			
		坪	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	合 計	構 成 比	
家 屋 の 坪 数	～10坪	1	2	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—			6
	10～15〃	—	15	20	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	39	12.7	
	15～20〃	—	—	29	34	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	67	21.8	
	20～25〃	—	—	—	21	23	11	12	—	—	1	—	—	—	1	69	22.5	
	25～30〃	—	—	—	—	9	17	5	2	1	2	1	—	—	—	37	12.1	
	30～35〃	—	—	—	—	—	4	15	11	3	3	—	1	—	—	37	12.1	
	35～40〃	—	—	—	—	—	—	—	6	4	10	2	—	—	1	—	23	7.5
	40～45〃	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3	2	1	1	1	11	3.6
	45～50〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	1	6	2.0
	50坪～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4	3	1	3	—	12	3.9
数	合 計	1	17	50	56	37	33	35	20	9	23	10	6	2	5	3	307	100.0
	構 成 比	0.33	5.5	16.3	18.3	12.1	10.8	11.4	6.5	3.0	7.4	3.3	2.0	0.65	1.6	0.98	100.0	—

註1) 「木賃宿戸別調査」第3表.

第4表 室数・畳数別木賃宿戸数

室数	従業者室					別室					雑居室				
	戸数	室数	畳数	1戸あたり畳数	1室あたり畳数	戸数	室数	畳数	1戸あたり畳数	1室あたり畳数	戸数	室数	畳数	1戸あたり畳数	1室あたり畳数
1	77	77	354.5	4.6	4.6	3	3	10.5	3.5	3.5	115	115	645.9	5.6	5.6
2	147	294	1101	7.5	3.7	12	24	50	4.2	2.1	80	160	1017	12.7	6.4
3	58	174	580.5	10.0	3.3	17	51	142.5	8.4	2.8	41	123	1756	18.4	6.1
4	20	80	296	14.8	3.7	16	64	162	10.1	2.5	21	84	600	28.6	7.1
5	4	20	80	20.0	4.0	31	155	380	12.3	2.5	12	60	365	30.4	6.1
6	-	-	-	-	-	24	144	354	14.8	2.5	4	24	168	42.0	7.0
7	-	-	-	-	-	25	175	479.5	19.2	2.7	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	28	224	592	21.2	2.6	3	24	136	45.0	5.7
9	-	-	-	-	-	22	198	495	22.5	2.4	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	21	210	525	25.0	2.5	1	10	20	20	2.0
11	-	-	-	-	-	19	209	522.5	27.5	2.5	1	10	22	22	2.2
12	-	-	-	-	-	18	216	594	33.0	2.8	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	6	178	221	36.8	2.8	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	14	196	553	39.5	2.8	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	9	135	330	36.7	2.4	-	-	-	-	-
16以上	-	-	-	-	-	39	624~	1000	41.0	2.6	1	16~	48~	16	3.0
なし	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	28	0	0	0	0
合計	307	645	2412	7.9	3.7	307	2706~	7572	24.7	2.8	307	602	2777.9		4.6
1戸あたり		2.1	7.9				8.8	24.7				2.0	9.0		

註1) 「木賃宿戸別調査」第6表より作成。

最も多くても5室である。このように室数は最小のものが多く、その広さも小さい。1室のみのものの平均畳数は4.6畳で、全体の4分の1は4畳半1室である。部屋数が多いものは当然畳総数は多くなるが、しかし1室あたりの畳数は1室のみの4.6畳をかなり下回る。すなわち部屋はさらに小さいのである。

平均的には木賃宿1戸あたり2.1室、畳数7.9畳、1室3.7畳である。ここに、営業主とその家族従事者の合計3人、0.2人の雇人が居住する。従事せざる小児などもここで居住するのである。

客室は別室と雑居室に分れる。別室がないというのが3戸、雑居室がないというのが28戸ある。雑居室のみというのが304戸、別室のみというのが279

戸ということになる。また、276戸は別室と雑居室のいずれをがあるということになる。

別室は5室というのが31戸で最多であるが、6室24戸、7室25戸、8室28戸、9室22戸、10室21戸が20戸以上であり、さらに16室以上が39戸もある。別室なし3戸を含めた307戸の平均は8.8室であり、別室数はかなり多い。しかし1室あたりの畳数は1室のみが3.5畳で最大であるほかは、2.8畳（17室、12室、13室、14室）がそれにつき、あとはそれ以下である。全室の平均は2.8畳である。室数がかかなり多い木賃宿もあるが、平均は2.8室で3畳にもならない。2畳という小部屋からなる、というものが少なくない。原資料では平均2畳というのが133戸、3畳というのが142戸である。

雑居室は1室が115戸で最多で、ついで2室が80戸、3室が41戸、4室が21戸、そして5室が12戸である。8室、10室、11室、そして16室以上というものもあるが、2室以下で63.5%を占め、3室をも含めると76.9%にもなる。1室の場合の畳数は5.6畳、2室は6.4畳、3室の場合は6.1畳と、6畳程度である。全室平均で4.6畳となる。307戸は4.6畳の部屋2室の雑居室を有するといってよい。

以上のことから、307戸の木賃宿はおおよそつぎのような平均的な状況となる。客室は、3畳に満たない程度の9室の別室、4.5畳程度の2室の雑居室、あわせて11室程度、合計42畳であり、ほかに家族居住の4畳程度の2室である。

(5) 部屋の環境

原資料には「第七表 室ノ方向・室内ノ状況及宿泊者一人ニ付客室内空気ノ容積ニ分チタル木賃宿」がある。まず、部屋の方角である。

南70戸、南東15戸、東49戸、東北11戸、北67戸、北西4戸、西84戸、西南6戸、不祥1戸である。西向が27.4%、北向が21.8%で、これに北西向を加えると合計は全体の50.5%となる。南向き22.8%、東向16.0%、南東4.9%の

合計は43.6%である。方角はよいとはいえない。

そこには清潔度別も記されている。

307戸の木賃宿の清潔度は、清潔38戸、稍清潔171戸、不潔83戸、甚不潔15戸となっている。清潔というものがどの程度のものであるかはわからないが、清潔というものは12.4%にすぎず、不潔・甚不潔が合計98で、全体の31.9%を占める。

原資料の「第八表 室ノ方向日光遮蔽者ノ高さ及距離ニ分チタル木賃宿」は日光遮蔽物について記す。それによると、建物による遮蔽のあるもの118戸、樹木による遮蔽のあるもの2戸であり、遮蔽物のないものは187戸である。遮蔽のないものが意外に多い。多くは市区内の場末にあり、高層物がないことによるであろう。

建物による遮蔽があるという118戸の遮蔽状況は、その距離3尺(90cm)以内66戸、3～6尺(90～180cm)以内39戸というように、あるものの半分以上は1メートル以内の目前にある。遮蔽建物の高さは10～15尺(3.3～5.4m)というものが85戸で、かなりの多くがこのような高さのものが目前にあるといえる。

樹木の遮蔽物あるものは2戸であるが、これは樹木がないということの反映であろう。緑などの乏しいところなのである。

(6) 用水

原資料の「第九表 用水ニ依リ分チタル木賃宿」は飲用水についてのものである。

飲用水は水道が274戸、井戸29戸、併用4戸で、89.3%が水道である。先にも記したが、この表は唯一木賃宿の所在区・町別をあげているものである。麻布区、浅草区、深川区のものは浅草、深川の各1戸が併用のほかはすべて水道、本所区のものも129戸が水道、1戸が併用、井戸は5戸のみである。他方、芝区、本郷区のものすべて井戸で、四谷区のものも井戸が多い。

使用水は、164戸が水道、134戸が井戸、併用6戸で、飲用水よりも井戸が多くなっている。

5 「木賃宿戸別調査」における木賃宿営業状況と宿泊者

(1) 木賃宿営業状況

第5表は宿泊人員を示す。前月中における299戸の木賃宿の宿泊人員は2万1451人、宿泊延人員は19万8326人である。1木賃宿あたり71.7人、その延人員は663.3人である。

第5表 前月中における木賃宿の宿泊人及其の延人員

申告したる木賃宿	宿泊人員	宿泊延人員	1戸あたり 宿泊人員	1戸あたり 宿泊人員
299 ^戸	21,451 ^人	198,326 ^人	71.74 ^人	663.30 ^人

註1) 「木賃宿戸別調査」第13表より作成。

第6表は木賃宿宿泊料を示す。定泊別室で12銭、定泊雑居室で7銭、一夜宿別室で15銭、一夜宿雑居室で8銭が入る。延人員663.3人なので、定泊雑居室で月46円43銭、別室で79円60銭である。

木賃宿は借地・借家のものが多い。地代・家賃がかかる。第7表は家賃の状況、第8表は地代の状況を示すものである。借家211戸のうち月10～15円が80戸、15～20円が47戸、20～25円が31戸で、合計158戸、74.9%である。10円未満は44戸で20.8%である。5年前は不明というのが62戸あるが、判明するもののみで見ると、最多は同じく15～20円で52戸であるが、判明中の34.9%と現今より小さく、15～20円、20～25円はさらに小さく、これらの合計が52.4%である。他方、10円未満は43.7%となる。この5年間に10円前後から15円前後にかなり大幅に上昇したといえる。

借地料は1坪あたり15～20銭が57戸で最多であり、つづいて14～15銭、

第6表 自家借家別宿泊料別木賃宿戸数

宿 泊 料	所有地		借 地		合 計	構成比	宿 泊 料	所有地		借 地		合 計	構成比	
	自家	借家	自家	借家				自家	借家	自家	借家			
定 室	6 銭	—	—	—	1	1	0.33	9 銭	—	—	2	—	2	0.65
	8 銭	1	1	5	2	9	2.93	10 銭	1	3	6	6	16	5.21
	9 銭	—	—	1	—	1	0.33	12 銭	—	—	3	14	17	5.54
	10 銭	—	3	10	21	34	11.07	13 銭	1	1	3	3	8	2.61
	11 銭	—	—	1	—	1	0.33	14 銭	—	—	5	24	29	9.45
	12 銭	1	4	32	57	94	30.62	15 銭	—	5	29	41	75	24.43
	13 銭	—	—	2	6	8	2.60	16 銭	—	1	11	34	46	14.98
	14 銭	—	—	8	35	43	14.01	17 銭	—	1	—	2	2	0.65
	15 銭	—	9	15	30	54	17.59	18 銭	—	—	9	16	25	8.14
	16 銭	—	—	7	21	28	9.12	20 銭	—	6	16	39	61	19.87
	17 銭	—	—	1	1	2	0.65	24 銭	—	—	1	1	2	0.65
	18 銭	—	—	5	8	13	4.23	25 銭	—	—	7	7	14	4.56
	20 銭	—	2	5	5	12	3.91	25 銭以上不詳	—	—	4	1	2	7
20 銭	—	1	2	2	5	1.63	—	—	—	1	2	3	0.98	
不祥	—	—	—	—	2	2								
計	2	20	94	191	307	100.00	計	2	20	94	191	307	100.00	
雑居室	5 銭	—	—	2	3	5	1.63	6 銭	—	—	—	1	1	0.33
	6 銭	—	1	11	21	33	10.75	7 銭	—	—	8	12	20	6.51
	7 銭	2	7	51	139	199	64.82	8 銭	2	20	83	177	282	91.85
	8 銭	—	12	28	28	68	22.15	10 銭	—	—	—	1	1	0.33
	不詳	—	—	2	—	2	0.65	18 銭	—	—	1	—	1	0.33
計	2	20	94	191	307	100.00	計	2	20	94	191	307	100.00	

註1) 「木賃宿戸別調査」第14表より作成.

8～9 銭29戸， 9～10 銭28戸である。5年前は9～10 銭が51戸で最多で、つづいて8～9 銭35戸， 6～7 銭34戸， 7～8 銭32戸である。5年前は8， 9 銭程度であったものが， 14， 5 銭程度に大幅に上昇している。

家賃， 借地料は木賃宿経営の重荷であろうが， ことにこの騰貴はことさらそうであろう。さきほどみた木賃宿の譲渡はこのようなことも一因となった経営困難の反映であるかもしれない。

第7表 借家料別木賃宿戸数

借 家 料	現 在 戸 数		5 年 前 戸 数	
～ 5 円	8 ^戸	3.8 [%]	19 ^戸	9.0 [%]
5 ～ 6 "	6	2.8	8	3.8
6 ～ 7 "	9	4.3	8	3.8
7 ～ 8 "	10	4.7	9	4.3
8 ～ 9 "	6	2.8	10	4.8
9 ～ 10 "	5	2.4	11	5.2
10 ～ 15 "	80	37.9	52	24.6
15 ～ 20 "	47	22.3	19	9.0
20 ～ 25 "	31	14.7	7	3.2
25 ～ 30 "	5	2.4	3	1.4
30 ～ "	4	1.9	3	1.4
不 詳	—	—	62	29.4
総 合 計	211	100.0	211	100.0

註1) 「木賃宿戸別調査」第5表より作成。

(2) 宿泊者の状況

まず、宿泊者の概況をみよう。

第9表は調査時における木賃宿の宿泊者の状況を示す。総数6807人の1木賃宿あたり22.17人という数は、第5表での前月中の平均1戸あたり延人数663.3人の1日あたりの22.11人ときわめて近似的である。すなわちほぼ22人程度の宿泊者がいるということであり、調査時点でもそうであったということである。

この第9表からは、この木賃宿の宿泊者の構成をみることができる。宿泊者は男女別では男5437人、女1370人で、それぞれ79.9%と20.1%となる。女1370人は家族同伴者が1296人、単身74人で、単身者は僅かに5.4%で、木賃宿宿泊の女はその多くが家族同伴者である。

大人小人別では大人は5905人、小人は902人で、それぞれ86.7%、13.3%で1割を越える小人がいる。小人には8人の単身者がいるが、そのほとんどは家族同伴者である。

第8表 借地料別木賃宿戸数

借地料(1坪あたり)	現 在 戸 数		5 年 前 戸 数	
	戸	%	戸	%
2 ~ 3 "	2	0.70	6	2.1
3 ~ 4 "	1	0.35	11	3.9
4 ~ 5 "	2	0.70	22	7.7
5 ~ 6 "	5	1.78	27	9.5
6 ~ 7 "	1	0.35	34	11.9
7 ~ 8 "	2	0.70	32	11.2
8 ~ 9 "	29	10.2	35	12.3
9 ~ 10 "	28	9.8	51	17.9
10 ~ 11 "	12	4.2	8	2.8
11 ~ 12 "	23	8.1	12	4.2
12 ~ 13 "	21	7.1	19	6.7
13 ~ 14 "	15	5.3	3	1.1
14 ~ 15 "	51	17.9	8	2.8
15 ~ 20 "	57	20.0	7	2.5
20 ~ 25 "	9	3.2	1	0.35
25 ~ 30 "	4	1.4	—	—
30 ~ "	6	2.1	—	—
不 詳	17	6.0	9	3.2
総 合 計	285	100.0	285	100.0

註1) 「木賃宿戸別調査」第4表より作成。

第9表 調査時における木賃宿宿泊人員

	大 人			小 人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
単 身 者	4,127	72	4,190	6	2	8	4,133	74	4,207
家族同伴者	865	841	1,706	439	455	894	1,304	1,296	2,600
合 計	4,902	913	5,905	445	457	902	5,437	1,370	6,807
単 身 者	3.44	0.23	13.68	0.02	0.01	0.03	13.46	0.24	13.70
家族同伴者	2.82	2.74	5.56	1.43	1.48	2.91	4.25	4.22	8.47
合 計	16.26	2.97	10.23	1.45	1.49	2.94	17.71	4.46	22.17

註1) 「木賃宿戸別調査」第15表より作成。

2) 上段は合計, 下段は1戸あたり平均。

家族同伴者は男865人、女841人、家族同伴の小人894人である。多い場合は800組程度の夫婦と1人の子どもという家族が宿泊しているということになる。それと4127人と4000人を越える単身男子大人が宿泊している。

1木賃宿では22.2人が宿泊していた。男女別では男17.7人、女4.5人、大人小人別では大人19.2人、小人2.9人である。この1戸あたりの宿泊者の単身者、家族同伴者別、大人小人別をみると、家族同伴者男2.8人、女2.7人、家族同伴小人2.9人、単身男13.4人である。こども1人の2～3組の夫婦、すなわち8～9人程度の家族者と、13.7人、すなわち13～14人のほとんどが単身の男成人が宿泊しているということになる。

平均的には3畳にも満たない程度の別室9室と4.5畳の2室の木賃宿は、別室の三つくらいが家族持ち、二つの雑居室に単身者8人程度、別室に単身者5、6人というような宿泊状況が想定できるであろう。

つぎに宿泊者の収入についてみよう。

第10表は前月中1日の収入を示す。うちの宿泊者は日銭の最高は何銭、最低は何銭、普通は何銭と宿ごとに答えたものを集計したものであろう。

最も高額というのは50銭以上60銭未満というのが95戸で最多、最低額は35以上40銭未満が87戸で最多、そして普通額は40銭以上45銭未満が100戸で最多である。ごく大雑把に、1日40銭から50銭位の稼ぎである。

原表の「第十一表 宿泊者前月中収入ナキ日数ニ就キ木賃宿ノ申告」は、各木賃宿が宿泊者のおおよその不就業・不日稼状況を日数で示したものである。そりによると、先月中収入なき日数は、3日：6戸、4日：3戸、5日：19戸、6日：3戸、7日：52戸、8日：44戸、9日：2戸、10日：91戸、12日：36戸、13日：11戸、14日：1戸、15日：26戸、不祥：7戸、先月中悉ク収入アルモノ：6戸、合計307戸となっている。

これは多分、うちの宿泊人は先月は何日くらいは仕事がなかったのではないかという程度のものであろう。このように307戸の木賃宿が宿泊者の状況について、そのおおよその状況をのべたもので、きわめて大雑把なものであ

第10表 宿泊者前月中1日の収入（木賃宿の申告：戸数）

	宿泊者前月中1日の収入		
	最多	最小	普通
25銭未満	— ^戸	57 ^戸	1 ^戸
25銭以上30銭未満	—	62	11
30銭以上35銭未満	1	87	29
35銭以上40銭未満	1	69	68
40銭以上45銭未満	5	19	100
45銭以上50銭未満	40	7	76
50銭以上60銭未満	95	4	19
60銭以上70銭未満	65	—	—
70銭以上80銭未満	56	—	1
80銭以上90銭未満	5	—	—
90銭以上1圓未満	17	—	—
1圓以上	19	—	—
不詳	2	2	2
合計	307	307	307

註1) 「木賃宿戸別調査」第10表より作成。

る。したがって厳密な検討はとうていできない。このようなものであるが、なんらかのものではある。

収入がなかった日数は10日というのが91戸で最多である。逆にいうと月20日ほど仕事にありつき、稼ぎがあったということになる。

1日40銭から45銭程度、月20日稼ぎにありつく、つまり月8円から9円程度が平均的といえようか。

原表の「第十二表 宿泊者前月一日ノ食費等ニ就キ木賃宿ノ申告」がある。～20銭：3戸、20銭～25銭：26戸、25銭～30銭：123戸、30～35銭：104戸、35銭～40銭：46戸、40～45銭：3戸、不祥：2戸、合計：307戸、となっている。おおよそ食費は平均的には、1日30銭前後であろうか。そうであるとすると月9円程度が食費である。

先に木賃すなわち部屋代についてみた。ここでは宿泊人サイドからみる。

木賃は一夜の場合、別室で15銭、雑居室で8銭、定宿の場合でも、別室は12銭、雑居室で7銭程度である。ここに事実上居住し、ここから稼ぎに出ている場合を想定すると、1カ月の部屋代は別室で3円60銭、雑居室で2円10銭である。月9円程度の収入からまずこの木賃を払わなければならない。それは別室は収入の40%、雑居室で収入の23.3%となる。

この部屋代を出すと残りでは先の食費は賄えない。夫婦滞在もあるであろう。2人で稼いでということもあろう。しかしその場合はまた木賃が比例的に増えるであろう。結局、必要不可欠、そして最大の支出である、生きる食費を大いに節約する以外はないであろう。それ以外はない、というのは、他の支出は全くといってよいくらいないということになる。

6 おわりに

明治20年代・30年代の木賃宿についてのルポルターージュなどの記録によると、当初は木賃宿に多いのは行商人、遍歴商人、人夫稼などの力役的労働者であると思われる。部屋は雑居室で、長期宿泊者でもそうである、といえようである。

ここで行なった明治末期の統計による検討では、木賃宿には別室と称する個室が多くなり、そこに家族で居住するという側面がつよくなっている、と思われる。木賃宿が都市下層労働者家族の居住地としての側面をもち、都市下層労働者家族の生活の場となりつつあるといえよう。すでにみたように、横山源之助も1912（明治45）年の記事において、木賃宿と東京市の「下級労働者」との結びつきを強調しているが、しかし、木賃宿の近代東京の都市下層労働者の住居化ということは拡がらなかった。

横山源之助は1903（明治36）年の「下層社会の新現象 共同長屋」、1911（明治44）年の「共同長屋探見記」において共同長屋について記している⁽⁴⁾。それは、板で一室を仕切った、長屋の一室である。竈は一つ、家賃も日掛で

あり、木賃宿の別間と同様である。木賃宿の変形であるというこの共同長屋は、しかし、木賃宿の雑居と異なり「家庭的風味」があり、木賃宿は及ばない。日清戦争後にでき、日露戦争前後に続出した。そして、木賃宿は警視庁の指定地以外では建設できず、したがって1898（明治31）年以來潮のごとく押し寄せた地方人の簡易なる居所としての木賃宿はそれを受け入れることができなかつた。本所区だけでも10カ所以上の共同長屋ができているが、例えば花町の伊勢屋共同長屋には人力車夫、日稼人足などの力役層もいるが、ブリキ職工、活版職工、煉瓦堀り、裁縫職などが居住している。

家賃が日掛で木賃宿の屋根代と同じであり、高くはつくが日払いでないと支払うことが困難な低層者にとっても可能である。家賃は木賃宿の屋根代と同じ程度である。負担が大きいとすれば1カ月分、または10日分の敷金があることで、また、蒲団も自前であることなどである。しかしなによりも家賃は家族が何人いても同じで、これは人数比例的な木賃宿の屋根代とは異なる利点である。そして家族持ちの居所としては木賃宿よりより便利・適切である。しかもそれは木賃宿のように場所が限定されておらず、各地に設置することができる。そうであるとすれば、それは発展するのは当然である。木賃宿もそれ自体として、東京の発展にともなう都市下層の仕事に結ついた労働家族の居所としての側面をもつに至ったであろうが、共同長屋の発展により木賃宿のその側面は後退していったであろう。ここで統計的に分析したこの明治末期の木賃宿の状況は、木賃宿がその性格を大きくもっていたというときであろうと思われるのである。

註

- (1) 内務省編・津田真澄解説『細民調査統計表 合冊』合冊復刻 1971年 慶応書房 所収。
- (2) 桜田文吾『貧天地饑寒窟探検記』（1890年8月～11月『日本』 1893年単行本）、松原岩五郎『最暗黒の東京』（1892年11月以降『国民新聞』 1893年11月単行本 民友社、

- 1988年 岩波文庫), 横山源之助『日本の下層社会』(1899年 教文館, 1949年 岩波文庫), 横山源之助「共同長屋探検記」(『新小説』1903年3月) 横山源之助「貧街十五年間の移動」(『太陽』1912年2月), 横山源之助「下級労働社会の一大矛盾—奉公人の供給減少, 木賃部落の求業者増加」(『太陽』1912年5月), 幸徳秋水「東京の木賃宿」(『平民新聞』1904年1月10・17・24・31日)。なお, 上記のうち, 松原岩五郎『最暗黒の東京』, 横山源之助『日本の下層社会』のほかは, 中川清編『明治東京下層社会生活誌』(1994年 岩波文庫)に収録されている(ただし桜田文吾『貧天地饑寒窟探検記』は抄録)。
- (3) 丸山雍成「きちんやど 木賃宿」『国史大辞典第4巻』1983年 吉川弘文館 149ページ。
 - (4) 「東京の木賃宿」前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』218~219ページ。
 - (5) 例えば『第八回東京市統計書』552~553ページ。
 - (6) 以下は, 前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』37~76ページ。
 - (7) 以下は, 前掲松原岩五郎『最暗黒の東京』21~27ページ。
 - (8) 以下は, 前掲横山源之助『日本の下層社会』54~59ページ。
 - (9) 以下は, 前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』195~199ページ。
 - (10) 以下は, 前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』218~234ページ。
 - (11) 以下は, 前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』281~292ページ。
 - (12) 『第八回東京市統計表』552~553ページ。
 - (13) 横山源之助「下級労働社会の一大矛盾—奉公人の供給減少, 木賃部落の求業者増加—」前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』289ページ。
 - (14) 横山源之助「下層社会の新現象 共同長屋」(『新小説』1903年3月, 前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』195~217ページに収録), 横山源之助「共同長屋探見記」(『文芸倶楽部』1911年12月, 前掲中川清編『明治東京下層社会生活誌』255~265ページに収録)。